

として、保佐開始…の審判を受けた。…医師作成の鑑定書によれば、Yの精神の状態について、次のような記載がある。…知能検査・心理学検査については…総合54であり…中程度の精神遅滞と診断した。」「当審のY本人尋問の結果によれば、計算については、50円の2割や50円の15%はわからず、本件金銭消費貸借契約書の『遅延損害金』の文字を読むことができず、その欄の記載内容も理解できないことが認められる。」

「上記に認定の事実によれば、Yの金銭の価値についての理解は、簡単な買い物、給料などについては及んでいるが、数百万以上の理解には及んでいないところ、本件連帯保証契約は簡単な買い物や給料額を遙かに超える150万円であること、Yは50円の15%は理解できないから、本件連帯保証契約の利息年28.835パーセント、遅延損害金年29.2パーセントの意味（元金返済を遅滞すると3年余りで返済額が借入金の2倍の300万円に達する）を理解できていないこと、にもかかわらず、Yが本件消費貸借契約書等に署名したのは、Yは他者から強く指示されると抵抗できない性格であり、Aから『余計なことは言うな』と言われていたことなどから、AとX従業員から言われるままに行動した結果であることが認められ、これらの事情を考慮すると、Yは本件連帯保証契約締結の結果を正しく認識し、これに基づいて正しく意思決定を行う精神能力を有していなかったというべきである。」「上記認定の事実によれば、Aの…言葉は…Yの自由な意思決定を妨げるのに十分であったと認めることができ、他方において、Yの精神能力の低さや性格に乗じて『余計なことは言うな』とYに心理的な圧力をかけて本件連帯保証契約を強いたAの行為は違法と評価することができるのであって、AのYに対する強迫行為と認めるのが相当である。」

〈解説—法律家の立場から〉

1 民法は、法律行為を行う主体が意思能力を有することを、名文上規定していないが、法律行為は、自己の意思に基づいてのみ行わなければならないことは、私的自治の原則上当然であることから、意思能力を欠く者の意思表示・法律行為は無効であると解されている（大判明治38・5・11民録11・706）。

本件は、一審と二審で判断が分かれた微妙なケースではあるが、両者の判断を比較すると非常に有意義である。一審判決は、本人の就労や生活状況、運転免許証を取得していることなどを考慮し、本人に意思能力ありと判断した。しかしながら、知的障がいのある人の中で、就労面では適切な支援の下能力を十分に発揮し、場合によっては運転免許証を取得しておきながら、一方で人から騙されやすく、消費者被害に遭いやすい者は少なくない。一審判決がこれらの多方面の能力を一色単にして本件契約の意思能力を認めたアプローチは、知的障がいの本質を明らかに見誤るものである。この点本件判決は、前掲の判示に加え「意思無能力

かどうかは、問題となる個々の法律行為ごとにその難易、重大性なども考慮して、行為の結果を正しく認識できていたかどうかということを中心に判断されるべきものである」と意思能力の本来の意義から導かれる個別的アプローチを確認した上で、知的障がいをもつ本人の特性に基づき、本件連帯保証契約という限定された場面における本人の能力を「数百万円以上の理解には及んでいない」「50 円の 15% は理解できない」「遅延損害金の意味を理解できていない」などと詳細に検討し、「本件連帯保証契約締結の結果を正しく認識し、これに基づいて正しく意思決定を行う精神能力を有していなかった」と認定しており、今後同様の事件処理で大変参考になる。また、Y が過去に A のため保証債務を履行した事実について、一審判決はこれを意思能力があるとする基礎事情としたのに対し、本件判決はより詳細な検討から「契約の結果を正しく認識」していないとしてかかる事実を Y の不利益に考慮していない点が注目される。なお、本件判決では、意思無能力に加え、Y の障がい特性を踏まえ A の発言を「心理的な圧力」をかけるものと評価し強迫と認定していることも参考になる。

2 ところで、本件では本訴提起後に保佐開始の審判が申し立てられ、叔母が保佐人に選任されているところ、本件判決の論拠として、保佐開始事件における鑑定書の記載が多く引用されている。一般的に、契約当時の意思無能力を証明するのは困難を極めるところ、知的障がい者の場合、現時点における本人の能力は過去の契約時においても相当部分において妥当すると考えられるため、本件の如く本人の将来的な財産保護のために成年後見制度が活用されるとともに、そこで作成された鑑定書等は本件のような訴訟の場で存分に活用されるべきである。本件判決は、このような有意義な証明方法を呈示する判決でもある。

福島地裁昭和38年11月17日判決
(昭和38年(ワ)第219号損害賠償等請求事件)
(下民集15巻11号2749頁)

〈事実の概要〉

X(原告)は、昭和37年11月13日、国道を自転車で通行中、Y1(被告)が仕事中に運転する自動三輪車に突き飛ばされて転倒し、右側頭蓋骨亀裂骨折の傷害を受け、これにより、健忘性失語痴呆及び性格変化、平衡感覚障害等の後遺症を負った。そこで、XはY1及び雇主であるY2(被告)に対し、損害賠償を求め提訴した。

Yらは、Y1に運転上の注意義務違反がない旨主張するとともに、本案前の抗弁として「XのX訴訟代理人に対する本件訴訟委任は、心神喪失の常況にある間になされたものであるから無効である。したがってX訴訟代理人による本訴提起は不適法であるから却下されるべきである。」と主張した。

〈判旨〉

一部認容、一部棄却。

「(証拠略)によると、S病院長が、昭和39年6月4日から同年8月31日の間にXに対し精神鑑定をなした結果、Xは著明な健忘性失語痴呆及び性格変化が目立ち、感情の同様が激しく、中庸に保つことが困難であり、日常生活も極めて困難であること、及びこの症状は、事故以来存在していることがわかるが、一方(証拠略)によると昭和38年1月15日には、妻の立会下ではあるが警察官の取調べに対し事故当時の情况及び被告等との示談進行の事情等につき供述していることが認められる。右の事実によれば、Xは、その精神能力に著しい低下を来しているが、本件訴の提起は、事故による損害の賠償を求めるための自己に利益な行為であるから、Xにおいてもその趣旨は容易に理解しえたものと認められ、したがって、Xが同年10月30日弁護士に対してなした訴訟委任は有効と解して妨げないから右訴訟委任に基づいてなしたX訴訟代理人の訴提起は、適法であって、被告等の抗弁は理由がないというべきである。」

〈解説—法律家の立場から〉

1 意思無能力者は、絶対的訴訟無能力者であるが、個々の訴訟行為の効力については意思能力を具体的に判断して定めるべきであると解されており、訴訟無能力者に利益な訴訟行為については、その趣旨を容易に理解しうるとして、裁判例上有効に解する傾向がある。本件の他、例えば、最高裁昭和29年6月11日判決(民集8巻6号1055頁)は、12、3

歳程度の精神能力しかない者のした控訴を有効とする一方、控訴の取下げを無効とし、東京高裁昭和 55 年 2 月 27 日（判時 960 号 51 頁）は、老人性痴呆症と診断された者のなした訴訟委任を無効とした原審を取り消した。その根底には、訴訟無能力制度が弱者に不利に援用されることによる不合理な結果を防止しようという弱者救済の精神が脈打っているように思われる（以上、後記文献 372 頁参照）。なお、上記東京高裁は、本人が弁護士に訴訟委任をした際の状況を重視し、医師（と思われる）の「老人性痴呆は中期に属し、訴訟委任についても自分で決めることができる状態ではなかった」という証言を「訴訟委任がなされるに至った具体的経過を踏まえての鑑定的な所見ではなく、一般的、推測的な所見を述べたに止まる」と評価して委任能力を認めていることが注目される。

2 さて、上記のような裁判例があることから、また、実際にも訴訟委任という場面においては本人がその趣旨を理解して委任することは多く、現実の訴訟においてこれが問題になることは少ない。しかし、この種の紛争を予防するためには、弁護士が法律事件を受任する場合、本人の明示的な意思を書面等で明らかにしておくことが最小限の配慮として必要である（加藤新太郎「弁護士役割論」162 頁注（58））。また、上記のとおり意思能力は具体的状況に応じて判断されるべきものであることから、訴訟委任の時点において本人の意思無能力が明らかである場合は、後見人の選任を家裁に申し立て、選任された後見人から委任を受けることになるであろう（なお、当然のことながら後見業務は訴訟後も継続して行うものであることから、長期的な生活支援も考慮した選任が必要である）。

〈参考文献〉

加藤新太郎編「判例 Check 契約の無効・取消」（新日本法規出版、1999）
371 頁

札幌高裁平成13年5月30日決定

(平成12年(ラ)第150号補助開始申立却下審判
に対する抗告事件)

(家月53巻11号112頁)

〈事実の概要〉

本人は、長男として出生し、中学卒業後母と同居しながら通所施設に通っていたが、その後本人が軽度知的障がいであること及び母の年齢等を考慮して精神薄弱者援護施設に入所した。入所時の判定によれば、精神発達遅滞及び接枝分裂病が認められ、鈴木ビネー式知能検査による知能指数は48で、言語力にやや不十分な面も認められるが、対人面接における親和的対応をきちんとすることができ、簡易作業を理解して概ね正確に作業することができるとのことであった。

その後母には認知症状が認められ特別養護老人ホームに入所したが、三男であるA(申立人・抗告人)は、本人名義の家の管理を任せる旨の委任状を受け取る一方で、本人の預貯金など他の財産管理も申立人が行った方がよいと考えられるようになり、自らの法的立場を明確にしたいこともあって、本人について補助開始の審判を求めた。

一審(札幌家裁夕張出張所平成12年11月16日審判)は、家庭裁判所調査官の面接の際、本人が財産管理を援助する人を法的に選任する必要はない旨明確に述べたこと、審問期日において本人は改めて同様の陳述をしたことを踏まえ、補助開始の審判をするには本人の同意を要件とすることを理由にAの申立てを却下した。Aが抗告。

〈決定の要旨〉

抗告棄却。

「事件本人は、原審の第1回期日の本人尋問において、事件本人に対する本件補助開始の申立てがなされていることを知っているが、事件本人としては、入所施設による金銭の管理を第1に希望しており、日常の金銭の需要に痛痒は感じていない旨陳述した。…事件本人の判断能力が不十分であることが認められるものの、入所施設に入所してから現在に至るまでの生活状況は、十分に安定していること及び事件本人は、Aによる本件申立ての事実をも十分に理解した上で、Aによる補助開始に同意しない旨の意思を表明したことが認められる。ところで、補助の制度は、軽度の精神障害のため判断能力が不十分な者を保護の対象とする制度であって、本人の申立て又は本人以外の者による申立てによって開始されるが、本人以外の者による申立てには、本人の同意があることを要するところ、本件では、事件本人が補助開始に同意していないことが明

らかであるから、補助開始の要件を欠いている。このことは、仮に、事件本人の財産についてAが危惧するような事情が認められるとしても、結論を異にしない。したがって、Aが主張する事件本人の財産の管理に関する疑念・危惧について判断するまでもなく、本件補助開始の申立ては理由がない。

「なお、Aは、事件本人が補助開始に同意しなかったことについて、他の弟妹に対する気兼ねによるものである旨主張するが、一件記録中に、事件本人の原審第1回期日における陳述の信用性を疑うべき事情を窺わせるような合理性のある資料は何ら存せず、Aが、本件抗告申立て後に提出した平成13年3月13日付け『同意書』をもって、原審が事件本人から直接意見聴取し、意思を確認した事実を覆すには到底足りない。」

〈解説－法律家の立場から〉

成年後見制度は、民法改正に伴い平成12年4月から開始された制度であるが、中でも補助の制度は、本人の保護とともに本人の意思を尊重することを趣旨として新たに設けられた制度であり、このため補助開始の審判を行うには本人の同意が必要とされている（民法14条2項）。本件は、改正法施行直後の平成12年5月1日に申立てがなされているが、申立人であるAは認知症状の母から本人財産の管理に関する委任状を受け取っているなど、いわくつきの申立てであり、また、本人が補助開始に同意しない旨明確に述べてることからも、結論としては却下されて当然であろう。

もっとも、背後に窺われる問題は単純ではない。この種の事件は多く、障がいのある親族の財産を狙う者は多い。他方で、入所者の場合、入所施設としては利用料確保のため本人の財産を管理したいという希望がある。自立支援法施行後は特にその要請が強いようである。本件でも本人が「入所施設による金銭の管理を第1に希望している」という趣旨がどのようなものであるか、本人が実際はどのような生活を臨んでいるのか、見極める必要がある。

別の問題として、後見、保佐類型には本人の同意が不要であるが、本件の補助類型には同意が必要である。本件の本人の能力は、鑑定次第で保佐類型にも該当する可能性はある。その場合の本人の意思尊重は如何に調整されるのか。また、親族が何らかの手段で本人に同意をするよう説得した場合はどうか。補助類型の者が消費者被害に遭いやすいように、親族からの巧妙な説得により本人が真意ではなく申立てに了承してしまう可能性は常にある。本件でも、詳細は不明であるものの「平成13年3月13日付け『同意書』」なるものが抗告後に取り付けられてるようである。対立当事者が不在中の家裁審判において、調査官あるいは裁判官がどこまで本人の真意に近づくことができるのか。結局は、公平・適切な鑑定や調査、審判がなされることに尽きるが、対立構造を欠く家裁審

判において適切な制度運用がなされるよう、申立てから審判後の状況まで、支援者等周囲の関係者が目を見張ることが必要とされているといえるであろう。

19

刑事事件における被害者供述の信用性

神戸地裁平成16年1月27日判決

(平成14年(わ)第1073号わいせつ誘拐、強姦
被告事件)

(判例集未掲載)

〈事実の概要〉

Aは、知的能力が6歳レベルの中度知的発達遅滞の認められる知的障がい者であり、授産施設に通園中の者である。被告人は、パチンコ店駐車場においてAに甘言を用いて車内に連れ込み、わいせつ目的でAを誘拐した上、移動後の車内において抵抗するAを殴打するなどの暴行を加え、さらに脅迫して反抗を抑圧した上、姦淫した。これにより、Aは全治約7日間の傷害を負った。

被告人は、強姦致傷については争わなかったが、わいせつ目的誘拐の点については、強姦目的でAを自動車に乗せたわけではないとして、自白調書の任意性及び信用性を争い、同罪について無罪を主張した。

〈判旨〉

判決は、次のとおりAの供述の信用性を認めるとともに、被告人の供述調書の任意性及び信用性は十分であり、わいせつ目的誘拐の犯罪事実は優に認められるとし、Aが知的障がいをすることを考慮した上で、強姦致傷と合わせて懲役4年6月を言い渡した。

「Aの供述は、同女が知的能力は6歳レベルの中度の知的発達遅滞の認められる知的障害者であることや、証人尋問の際に見られた、同じ質問に対する回答がしばしば異なるなどの供述態度に鑑みると、その証言能力及び信憑性について慎重な検討を要するものというべきであるが、その供述の根幹部分である『被告人に誘われ車に乗ったら、どこかに連れて行かれ、服を脱がされ強姦された。』旨の出来事は、Aの能力を前提にしても十分に弁識可能な単純な事柄であって、被害者にとっても稀有で印象の残る出来事であったと認められること、詳細についてはともかく、前記根幹部分については、供述が一貫していること、Aが翌朝、自ら警察に電話をして被害申告していること等を併せ考慮すると、前記根幹部分については、十分な信用性が認められるというべきである。」

「自らも知的障害を有する養子をもつ被告人（当時）が、知的障害者を思いやるところか、これを利用して自己の性的満足を得ようとしたものであって、動機に酌量の余地はなく、本件は誠に卑劣で邪な犯行である。その犯行態様をみるに、…社会的弱者に対する冷酷で無慈悲な犯行というべく悪質である。Aは、同じ授産施設に通う友人の父親である被告人から本件被害に遭ったもので、全く落ち度はなく、被害結果は重大であるし、被害者は自分が受けた肉体的・精神的苦痛を十分に表現することはできないものの、被告人の嚴重処罰を望んでおり、その心身に受けた苦痛が甚大であることは明らかである。また、Aが知的障害者であるがゆえに性的被害に遭うことを懸念していたAの実母の処罰感情にも厳しいものがあるが、これに対して被告人は、何らの慰謝の措置もとっていない」「そうすると…など、被告人のために斟酌すべき事情を十分に考慮しても、主文の刑を免れ得ない」

〈解説－法律家の立場から〉

1 刑事事件においても、知的障がいのある人の供述の信用性の検討方法については、民事事件と基本的には変わるところはない。本件では、被害者供述の信用性の根拠として、①被害者の能力を前提にしても十分に弁識可能な単純な事柄であったこと、②被害者にとって稀有で印象に残る出来事であったこと、③詳細についてはともかく、根幹部分については供述が一貫していることなどを挙げている。特に根幹部分の一貫性については、民事事件においても同様に重視されるべき点である。逆に、根幹部分以外の点については、障がいの程度等を考慮して本件が「詳細についてはともかく」としている点が興味深い。同様に被害者供述の信用性を認めた事例として、横浜地裁平成11年6月21日判決（神奈川県青少年保護育成条例違反被告事件）がある。この裁判でも、「証言の根幹部分においては同様がなく、大筋において一貫性があること」を信用性の根拠とするほか、「証言内容が自然・率直で具体性に富んでいる」「他の証人は『被害者はものを作って言えない子である』と証言している」ことなどを挙げている。また、認定事実と異なる被害者の供述部分については、「本件の根幹部分ではなく、記憶違いの可能性もある」などとしている点が参考になる。

2 さて、本件では被告人が強姦致傷の事実を争っていないため、犯行日時・場所の特定はなされており、被害者供述が前記判示のとおり根幹部分で一致しておりその信用性が認められれば、有罪判決を書くことはさほど困難ではないであろう。しかし、問題は被告人が完全否認している場合である。多くの場合、発達障がいのある者にとって日時や場所に関する情報は重要ではなく、供述の根幹部分ではない。したがって、被害に遭った日時・場所を聞かれた際、別の日時・場所と勘違いしてあるいは他の出来事と混同して答えてしまうことも少なくない。被告人が日

時・場所を供述していれば、検察官は被告人の供述を基にこれを公訴事実として起訴できるが、それさえも供述していない場合、起訴ができないあるいは有罪判決を出せないという不合理な結果を生み出す可能性さえある。これを回避するためには、捜査機関の慎重な捜査が重要であるが、公判においても、発達障がい者のかかる特性を十分考慮した上で、訴因絶対主義に陥ることなく、訴因で特定される日時・場所に可能な限り幅を持たせる、訴因変更に柔軟に対応するなどの訴訟指揮が要求される場所である。

20 13年前の知的障害者の被害事件を、被害供述によって立

件した！－熊谷事件

東京高裁平成17年5月26日判決
(平成15年(う)第1572号)

〈事実の概要〉

軽度の知的障害のあるA（昭和11年生）とその妻は昭和60年10月ころより、X（本件訴訟の被告人）が経営する養鶏場において、2人で月額10万円という極めて低賃金で働き、また、Xに対し、いわゆる障害者年金の保管を委ねていた。なお、住居については、Aらは被告Xから、上記養鶏場近くのプレハブ建物を無償であてがわれていた。

Xは平成元年4月5日、養鶏業の経営が苦しくなったことなどから、A夫婦を保険金詐取目的のもとに殺害することを企て、殺人・放火などの前科のある被告Y（Aらと同じくX経営の養鶏場の従業員）と共謀のうえ、被告Yを実行犯として、Aらの居住していた建物に放火し、その結果、Aは重篤な火傷を負うに止まったが、Aの妻は焼死した。

Xは、上記放火の結果としてAに対して下りた生命保険金、傷害保険金及び火災保険金を領得し、Yに対し実行行為の報酬を支払ったほか、Aの了解なく、同保険金を費消してしまった。

Aは、同事件について、Yの犯行の一部を目撃していたが、その知的障害による判断の不十分さもあって、確信を持つまでには至っていなかった。

また、Aは、その知的障害による判断の不十分さとともに、他に生きていく場所もない状況にあったことから、Xに逆らうことができず、事件後も、Xの支配下にあるような生活を送っていた。そのような状況のもと、Aのいわゆる障害者年金等は、Xにより、費消されてしまった（Aとしては、あくまで保管してもらっているものと思っていた）。

以上のような状況のもと、上記放火事件に関して、発生直後の捜査に

においては、証拠不十分ということで起訴には至らなかったが、再捜査の結果、平成14年8月11日（事件から13年以上経過している）、X及びYが、現住建造物放火、殺人、殺人未遂の罪で起訴された（保険金詐欺の点については、公訴時効成立ということで、起訴されなかった）。

X及びYは、さいたま地方裁判所において、翌平成15年に、それぞれ無期懲役、死刑の判決を受けた。

〈判旨〉

Xの控訴棄却（Yは控訴審で無期懲役に減刑された）。

「Aの上記検察官調書は、同人の知能程度を考慮して全て問答体形式で供述が録取されているが、訥々とした語り口ながら、ありのままを述べている様子が窺われる上、上記法廷証言は、弁護人からの詳細な質問にも揺らいでおらず、Aの供述の信用性は極めて高い。」

2 1

無理心中事案における情状

名古屋高裁平成10年10月1日判決
（平成10年（う）第214号殺人事件）
（判タ989号299頁）

〈事実の概要〉

被告人（当時95歳）は、長男家族と同居し生活していたところ、重度の知的障がい（知的障害）を有し特別養護老人ホームに入所中の四男A（当時63歳）行く末を日頃から心配し、誰にも自分の悩みを相談できずに一人で思い煩い、Aが帰省したときはいつも長男家族に遠慮しながら自分一人でAの世話をみてきた。平成10年1月1日、被告人は帰省したAと自室で一緒に過ごしていたが、深夜Aの寝顔を見ているうち、自分の死後のAの将来を案じて眠れなくなり、ついにはAを殺して自分も死のう、と思いつめ、腰ひもをAの首に巻き付けて締め付け、窒息死させて殺害した。なお、被告人は自らも後を追って自殺しようとしたが果たせなかった。

一審（名古屋地豊橋支判平成10・6・24判タ989号301頁）は、本件犯行の動機は極めて独り善がりである、たとえ母親であろうとも子の命を軽々に奪うことが許されないことはいふまでもない、また、本件は同様の境遇の中で生活している人々を始めとして社会に与えた衝撃も小さくないなどとして、懲役3年の実刑判決を言い渡した。控訴。

〈判旨〉

破棄自判。懲役3年、執行猶予4年。

「Aは重度の知的障害を持っていたが、その生命が尊重されるべき

ことは、障害を負わない者と何らかわりはない。」「家族と相談することなく、本件犯行に及んだ被告人の行為は独りよがりのもので、刑事責任は重大である、とする原判決の説示も首肯できないものではない。」

「本件犯行も、被告人のAに対する愛情の発露として行われたものであることは間違いない。しかも、被告人が犯行当時95歳の高齢であり、持病の心臓病が徐々に悪化していたのも事実であって、被告人が自分の健康に不安を感じたのはむしろ当然であり、…。そうしてみると、本件の経緯、動機において、被告人には同情すべき点が多いというべきである。これらに加え、被告人は現在96歳の高齢であるが、これまで前科前歴が全くないこと、前記のとおり心臓病等の持病があつて、健康状態が芳しくないこと、被告人の子であり、被害者の兄でもあるBやその妻が、自分らにも反省すべき点があつた旨述べて、寛大な刑を求めるとともに、今後の監督を約していること等の諸事情も斟酌すれば、被告人に対しては、その刑責は重いものの、むしろその刑の執行を猶予して、実刑に処した原判決の量刑は重すぎて不当であるといわざるを得ず、論旨には理由がある。」

〈解説－法律家の立場から〉

1 障がいをもつ者の家族が周囲の様々な要因から追いつめられ、無理心中を図ろうとするケースは後を絶たない。本件類似のケースとしては、中度知的障がい、多動、てんかんなどをもつ次女の母親が、長女と次女の2人を焼死させた事案について懲役7年の実刑判決を言い渡したさいたま地裁平成15年7月15日判決や、高機能自閉症をもつ長男の父親が長男を窒息死させた事案につき、懲役3年執行猶予5年の判決を言い渡した平成15年5月15日判決などがあるが、公表されていない事例も相当数存在すると思われる。自立支援法成立後も、負担が増えることで将来を悲観し無理心中を図るケースが報道されている。

2 これらは、ケースごとに障がいの内容や家庭の事情、親の身体的・精神的状況、本人に対する支援態勢等が異なり、判断も微妙であるため、個々の事例について批評することは適切ではない。一方で、このような事例の被告人の刑事責任を論ずるにあたり、共通する部分がないわけではない。本事例における一審、二審判決が述べるように、「障がいがあるうとなかろうと、その生命が尊重されるべきであることはなんら変わらない」「同様の境遇の中で生活している人々など、社会に与える衝撃が小さくない」「他方で、被告人が一人で問題を抱え込んでしまう家庭内ないし地域的・社会的環境が存在する」ことは、いずれの事例においても程度の差はあれ考慮されているといえよう。そこで着目すべきは最後の点である。家族が一人で追いつめられ、本件のようないたたまれない事例が起こることのないような社会的基盤の整備が必要であろう。親なき後の本人支援として、成年後見制度やコミュニティフレンドを活用

することは一つの手段である。また、地域全体での支援体制の構築について、先進的な自治体を模範として各地で取り組まれる必要がある。大きな社会制度としては、本人や家族の生活を追いつめる結果となっている自立支援法について大幅に見直される必要があろう。また、根底にある障がいのある者に対する差別意識の撤廃に向けて、国内でも差別禁止法の制定が急がれる。本件のような事例が制度改革だけでは解決しない問題であるにしても、本人やその家族が暮らしやすい環境を整えるためには、少なくとも国が、地域があるいは周囲の支援者が、できる限りのことをしていかなければならないという問題提起を本事例は含んでいる。

2 2

少年の処遇

釧路家裁北見支部平成15年7月14日判決
(平成15年(少)第93号ぐ犯保護事件)
(家月55巻12号94頁)

〈事実の概要〉

少年A(審判時17歳)は、平成13年4月、家裁で児童自立支援施設送致の決定を受けたが、その際、Aの抱える問題として、知的発達の遅れ、集中力の欠如、衝動性の高さに加え、対人関係において自分への関心を引くために挑発的な行動をとったり、これがかなわない場合に粗暴な行動に及ぶこと等が指摘されていた。その後児童自立支援施設で処遇されてきたが、他の入所者や施設職員らとのトラブルやこれらに対する暴行等の行動を繰り返したため、児童相談所によりぐ犯送致された。

〈決定の要旨〉

中等少年院送致。

「少年は、これまでの児童自立支援施設における処遇により、相当程度その問題点の改善がみられたものの…少年をこれ以上開放的な施設において処遇することには限界がある…一方、少年の保護環境については、…本件審判手続を経ても一貫して少年を家庭に受け入れることには消極的であり、現時点では少年につき社会内処遇によりその更生を図らせることは不可能といわざるを得ない。」

「そこで、少年に対しては、現時点においては、少年院における矯正教育を選択するほかない。この点、送致機関である児童相談所は、少年につき軽度の知的障害及び注意欠陥多動性障害の疑いがあり、後者は人格障害に移行しつつある旨指摘し、本件送致直前には少年を知的障害者

向けの施設で処遇することを検討していたものであり、本件送致の際には医療少年院送致が相当である旨述べている。少年の人格の偏りや知的発達の遅れが器質的な障害に起因する疑いがあることはその指摘のとおりともいえるが、その一方で、前記で指摘したとおり、少年は2年余りの児童自立支援施設における処遇によりその生活態度がかなり改善され、知的能力も一定程度開発されたことも認められるのである。そこで、現時点において少年に対して医療を主体とした処遇を施すのが最善とは言い難く、むしろ、中等少年院において、個別的働きかけや行動療法的処遇も考慮しながらも、基本的には一般の少年と同様の処遇を受けさせ、年齢相応の自己規制力、集団適応力、さらには自立心を身に付けさせるとともに、自立を可能にするための力を養うための基礎的学力の向上や職業訓練等を施すのが相当であると考ええる。」

〈解説－法律家の立場から〉

1 詳細が不明なため、本件個別事案について批評することは避けたい。本件は、ただでさえ選択肢が限定されている少年事件について、発達障がいをも有する少年が往々にして選択の狭間におかれることを示している。少年事件においては、不処分や保護観察のように家庭等の社会に戻される社会内処遇と、障害児施設、児童自立支援施設及び少年院のような施設に送致される施設内処遇が存在する。発達障がいをも有している少年が仮に非行行為を繰り返した場合、施設内処遇、とりわけ少年院の選択が迫られる。本件のように審判時18歳に近づいた少年にとっては、障害児施設や児童自立支援施設が受入れに難色を示すことも少なくないため、少年院送致の可能性が高まる（とはいっても、児童自立支援施設が決して発達障がいのある少年にとって十分対応可能な施設とは思えない）。少年院送致の場合、医療少年院送致か一般の少年院送致かが選択される。昨今、家裁実務はADHD、アスペルガー、広汎性発達障がい等に強い関心を持つとともに研究、研修を行い、医療少年院においては個別プログラムを通じた対応が可能な状況にあるといわれている。しかし、ケースにもよるが投薬に頼るなど未だ十分な状況にあるとは言えず、特に知的障がい児や従来型の自閉症児への対応の専門性があるとはいえない。また、発達障がい児が非行を繰り返す背景には、専門的指導の欠如と背景にある家庭環境を含めた支援態勢の不整備が複雑に絡み合っていることが多く、社会内で複数の支援者が連携を取ってこれらを改善していかなければ、本人の更生には繋がらない。また、本人が地域の慣れ親しんだ環境下で教育や医療を受け余暇を過ごしている場合、矯正施設に送致されることで大きなストレスを抱え、その後社会に返されても通常の生活に戻るまでに相当時間を要するなどの不利益も想定される。したがって、多くの場合社会内処遇が最善の処遇であることは明白であり、であるからこそ多くの審判は限られた選択肢の中で迷いを見せるのであ

る。なお、この点は成人の発達障がい者についても同様であり、障がいに応じた個別的な指導をもって本人の更生をはかる場所が存在することは、矯正施設の選択を迫られていた裁判官にとって有力な選択肢となることが多い。

2 さて、そうはいっても非行の内容や非行歴等から、施設処遇が避けられないこともある。その場合、やはり一般の少年院送致か医療少年院送致かが迫られる。少年院においては、実際は知的障がいを含めた発達障がいの少年が非常に多いといわれている。いずれの施設においても、職員が本人の行動を抑制するだけの投薬治療に依存することなく、一人一人が専門的知見を備え、より本人に適した個別プログラムの実践に努めるべきである。

Ⅱ． 分担研究報告

自閉症・知的障害・発達障害児者の
医療機関受診支援に関する検討
—本人および親など医療を受診する側における
発達障害者の受診経験の実態調査および
医療受診支援の課題について

分担研究者

大屋滋、村松陽子、堀江まゆみ、
伊藤政之、坂井聡

厚生労働省科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告

自閉症・知的障害・発達障害児者の医療機関受診支援に関する検討
—本人および親など医療を受診する側における発達障害者の
受診経験の実態調査および医療受診支援の課題について

分担研究者

大屋滋 村松陽子 堀江まゆみ、
（旭中央病院）（横浜クリニック）（白梅学園短期大学）
伊藤政之 坂井聡
（日本大学障害歯科）（香川大学教育学部）

1 はじめに

自閉症などの発達障害のある人の医療機関を受診する場合の課題について検討してきた。自閉症や知的障害の人たちが安心して当たり前の医療を受けられるために、医療受診に関する実態について調査研究を行い、医療関係者のニーズ把握を行い医療機関向けの理解啓発の冊子を作成することを目的としている。

去年は、医療関係者側が自閉症・知的障害の人を診療する際にどのような困難を持っているのかを明らかにするために、医療関係者を対象にアンケート調査を実施した。

その結果、以下のような点が医療関係者側のニーズとして指摘された。

①診療機会と診療態度について

医療関係者向けアンケートにおいては自閉症児者を診療して困った経験がある医師が8割近くを占めている。受診者側からみると、事態は深刻であり、病気になっても医療機関でのサービスが一般よりも低レベルであるのみならず、受診することすら困難な場合が生じている。

②本人の特性に合わせた説明・コミュニケーション

医療者向け調査において指示に従えない、診察・検査・治療ができない等の項目の多くは、説明の工夫が足りないことに起因していると推定される。医療関係者向けアンケートの「6）工夫していること」の自由記載で、工夫を行っている医師がある程度存在するが、より一層コミュニケーションの工夫を推進することが求められる。

③環境、感覚、こだわりへの配慮

自閉症児者は、触覚、聴覚、味覚、嗅覚、視覚などが過敏であることが多い。その辛さは、一般の人の想像を遙かに超えるものであるといわ

れている。痛み、大きな音、味、におい、光や暗闇といった刺激を本人がどのように感じているのかを判断し、診療以外の刺激となるものを可能な限り減らす必要がある。診療中に暴れた場合、説明不足もしくは感覚過敏のいずれかをまず念頭に置く必要がある。

④障害に対する情報・知識

自閉症などの発達障害について書籍や講演会で学ぶなどして、確かな知識を持つことや、一般的な知識のみならず、一人一人の特性とその対応方法を知るためには、親などの家族、本人を知る付添からの情報や、協力が不可欠である。事前に家族とスタッフが相談したり、受診者の情報を予め文書化したものを活用し情報を共有する事が有効である。

⑤本人の尊重と診療時間

必要十分な時間をかけ的確な対応を行うことによって、本人の不安を軽減し、診療を自発的に受けることが可能となりやすい。可能な限り本人が納得した状態で診療行為を進める方が、結果的には、スムーズに診療が進み、十分な診療を行うことができる。

⑥待ち時間の配慮

受診者向けアンケートでは待合室で長時間待つことが非常に辛いとの回答が数多くあった。医療者向けアンケートでも、「4」困った内容」の選択肢のうち「待てない」以外にも「暴れた」「大声・奇声を出す」「パニックになった」の項目のかなりの件数が待合室で発生していると推定される。

⑦診療の工夫

説明することによって本人が診療行為の方法や手順を理解はできても、恐怖や不安のため診療行為を受けることができないことがある。多くは痛みをともなる処置である。その代表的な例として採血である。できるだけ痛みを少なくするための具体的な工夫など、できるだけ多くのバリエーションを集積することが大切である。

⑧医療機関の手間への評価

先に述べたように、一般医療機関では医師が手間や時間がかかることが難しい。その要因の一つとして、保険点数の配慮がないことが挙げられる。医療保険の制度として、障害者医科加算の創設、障害特性に合わせた工夫に対して加算を認める運用を検討すべきではないかと考えられる。

2. 目的

自閉症スペクトラムなどの発達障害の人たちが医療機関を受診する際に困難を経験することが少なくない。自閉症スペクトラムの人たちが医療機関を受診する際にどんな困難を持つかを明らかにし、その困難さを軽減する具体的な方法を開発することを目的として、受診者と医療関係者を対象にアンケート調査を行った。本人や親など医療受診者側の受診経験や困ったこと、および今後工夫してほしいことなどを明らかにするために質問紙調査を行い、医療関係者向けの理解啓発のための課題と視点を検討することを目的とした。

背景と目的

- 自閉症スペクトラムの人たちが医療機関を受診することが困難な場合が少なくない
- 自閉症スペクトラムの人の医療機関受診の実態を明らかにする
- その困難さを軽減する具体的な方法を開発する

3. 調査方法

アンケート調査用紙を郵送もしくは手渡し、回答用紙を返送または直接回収する方式でアンケート調査を施行した。

1) 調査対象

調査対象は自閉症スペクトラムの家族および本人 1541 名であった。

内訳は以下に記した。回答数は 374 人、回答率は 24 % であった。

2) 調査項目

調査項目は、①回答対象者（自閉症スペクトラム本人）の属性、②受診したことのある診療科、③受けたことのある診療・検査、④医療機関で対応がよくなかったこと、⑤医療機関で対応がよかったこと、⑥医療

機関への要望、の 6 項目であった。

受診者向けアンケート

- 対象:
自閉症スペクトラム児者の家族および本人
1541名
 - － 日本自閉症協会京都府支部会員 465名
 - － 日本自閉症協会千葉県支部会員 990名
 - － 自閉症児者を家族に持つ医師・歯科医師の会
(AFD)会員 86名
- 回答数:374 (回答率 24%)

調査項目

1. 発達障害児者の属性
2. 受診したことがある診療科、かかりつけの診療科、受診時に困った診療科
3. 受けたことのある診療・検査、困ったことのある診療・検査
4. 医療機関の対応で良くなかったこと・診療科
5. 医療機関の診療や対応で良かったこと・診療科
6. 医療機関に対する要望

4. 結果と分析

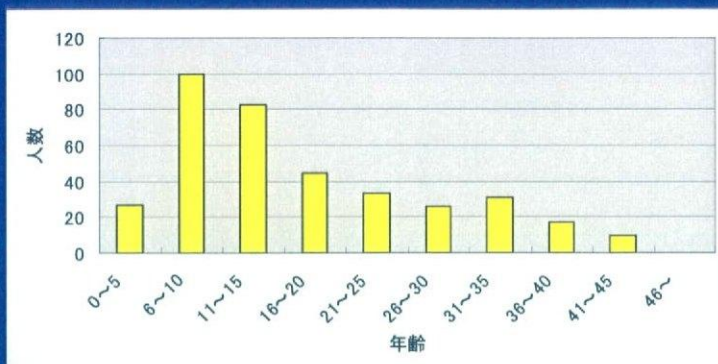
1) 回答者の属性

回答対象となった人の年齢は 45 歳以下であり、20 歳以下が 7 割を占

めた。男性 80%、女性 17%であった。知的障害を伴う人が 77%であった。

属性(1)

- 年齢



属性(2)

- 性別
 - 男性80%、女性17%、不明2%
- 知的障害を伴うものが77%

2) 受診したことがある診療科

受診したことがある診療科は、耳鼻いんこう科、歯科、小児科、皮膚科、眼科、内科の順で多かった。回答対象者の年齢が 6～10 歳が一番多かったことが、耳鼻いんこう科、歯科、小児科の受診経験の多さに関連していると思われる。